

北岡賢剛氏にかかる訴訟の地裁判決に関する 一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会の見解

2024年10月24日(木)に、(福)グロー(以下「グロー」といいます。)の前理事長であり、東京演劇集団「風」(以下「風」といいます。)のバリアフリー芸術監督である北岡賢剛氏を相手取って提起されている訴訟の判決が東京地方裁判所にて言い渡されました。

この民事訴訟では、2名の原告(A氏・B氏)がおられ、このうち原告A氏が北岡氏を、原告B氏が北岡氏とグローを被告として提訴が行われたものです。判決に対して原告2名とグローは控訴せず、北岡氏のみ事実認定に争いがあるとして、控訴が可能な原告A氏に対して控訴したことが判明しています。

一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会(以下「本会」といいます。)は、障害者の文化芸術活動を推進していくことを目的に、これまで文化庁、日本芸術文化振興会からの委託を受け、全国での障害者文化芸術フェスティバル等を実施してきました。また、現在は2025年大阪・関西万博に向けた文化芸術ユニバーサル・ツーリズムプロジェクト(以下「万博プロジェクト」といいます。)を展開しています。万博プロジェクトは文化芸術分野における合理的配慮の提供を促進し、障害者の芸術鑑賞の機会を拡充していくことを大きな目的としており、とりわけ舞台芸術においては、2018年度から2024年7月まで風と連携を図り、バリアフリー演劇公演を継続して開催してきました(なお、以降は風との連携はございません)。

本会は知的・発達障害のある人の権利擁護を活動の柱とする団体であり、障害の有無に関わらず、個人の尊厳を脅かすような権利侵害行為を看過することはできません。

本会としては、確定した一審判決の内容を受け、何より北岡氏が真摯に加害行為と向き合い、被害女性への謝罪はもちろんのこと、最終的な判決に応じた賠償等を行うことを求めます。

また、今後本会が主催する事業において北岡氏が関与する団体や活動等を対象に出演依頼等を行う際には、北岡氏が真摯に加害行為と向き合い、被害女性への謝罪や最終的な判決に応じた賠償等を行っているか否かを確認した上で妥当性を判断することといたします。

令和7年2月13日

(一社)全国手をつなぐ育成会連合会
会長(代表理事) 佐々木 桃子